五十九　消防の広域化を行う市町村に対する補助金、交付金等があること。

市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであつて、平成三十年四月一日までに行われたものに限る。）のための補助金、交付金等として広域化対象市町村に対して交付する額として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十　中等教育学校（前期課程）等の運営に要する経費があること。

道府県立中等教育学校（前期課程）又は道府県立併設型中学校の運営に要する経費について、当該年度の市町村の基準財政需要額の算定に用いた中学校費の額の算定方法に準じて算定した額とする。

六十一　造林事業に要する経費があること。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二条第一項の規定により政令で指定する災害を原因として、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十三条の二第二項の規定により告示された区域内において実施される指定被害地造林事業又は被害地造林事業（道府県以外のものが行う事業であつて、造林補助事業実施要領に基づき交付される国の補助金を受けて道府県が補助をするものをいう。）に要する経費のうち、指定被害地造林事業にあつては当該年度に要する経費の百分の十四に相当する額に、被害地造林事業にあつては当該年度に要する経費の百分の十二に相当する額に〇・八をそれぞれ乗じて得た額とする。

［削る］

六十二　指定管理鳥獣の捕獲等に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　国の補助金を受けて実施する指定管理鳥獣（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二条第五項に規定する環境省令で定めるものをいう。以下同じ。）の捕獲等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　国の補助金を受けて実施する指定管理鳥獣の調査、研究等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

六十　消防の広域化を行う市町村に対する補助金、交付金等があること。

市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであつて、平成三十年四月一日までに行われたものに限る。）のための補助金、交付金等として広域化対象市町村に対して交付する額として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十一　中等教育学校（前期課程）等の運営に要する経費があること。

道府県立中等教育学校（前期課程）又は道府県立併設型中学校の運営に要する経費について、当該年度の市町村の基準財政需要額の算定に用いた中学校費の額の算定方法に準じて算定した額とする。

六十二　造林事業に要する経費があること。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二条第一項の規定により政令で指定する災害を原因として、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十三条の二第二項の規定により告示された区域内において実施される指定被害地造林事業又は被害地造林事業（道府県以外のものが行う事業であつて、造林補助事業実施要領に基づき交付される国の補助金を受けて道府県が補助をするものをいう。）に要する経費のうち、指定被害地造林事業にあつては当該年度に要する経費の百分の十四に相当する額に、被害地造林事業にあつては当該年度に要する経費の百分の十二に相当する額に〇・八をそれぞれ乗じて得た額とする。

六十三　豚流行性下痢対策に要する経費があること。

当該年度の十月三十一日までに発生した豚流行性下痢のため国の補助金を受けて実施する疾病まん延防止対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十四　指定管理鳥獣の捕獲等に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　国の補助金を受けて実施する指定管理鳥獣（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二条第五項に規定する環境省令で定めるものをいう。以下同じ。）の捕獲等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　国の補助金を受けて実施する指定管理鳥獣の調査、研究等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額